



志摩市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月30日

志摩市長

橋爪政吉

志摩市規則第38号

志摩市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

志摩市職員の通勤手当に関する規則(平成16年志摩市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第12条を次のように改める。

(支給日等)

第12条 条例第10条第4項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額(前条第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第10条第2項第2号に定める額(前条第2号に掲げる職員に係るものを除く。)の合計額(第14条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第4項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第10条第4項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

3 条例第10条第4項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)までに第3条の規定による届出に係る事実が確認で

きない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

- 4 支給単位期間(第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が志摩市の休日を定める条例(平成16年志摩市条例第2号)第1条第1項に規定する市の機関の休日にあたる場合は、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の機関の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。
 - (1) 職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者
 - (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者
- 6 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第13条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第1項中「月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を「月」に改め、同

条第2項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合(第3号に掲げる場合を除く。)

通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。)

通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第13条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第14条第1項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改め、同項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又

は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「休職等となった場合」という。)」に改め、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項」を「条例第10条第5項」に改め、同項第1号中「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))

(イ) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等又は自動車等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び自動車等)に係る通勤手当の額

第14条第3項中「事由発生月」を「事由発生月(前項第1号ア(イ)に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月)」に改める。

第16条第2項中「法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。))は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する」を「休職等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(支給単位期間等の開始に関する経過措置)

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間(以下「特定期間」という。)に職員に新たに志摩市職員の給与に関する条例(平成16年志摩市条例第55号)第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の志摩市職員の通勤手当に関する規則第16条第2項に規定する場合(同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。)に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の志摩市職員の通勤手当に関する規則第12条第4項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。